

# 愛 荘 町

## いじめ防止基本方針

令和2年2月改定

愛着と誇り。人とまちが共に輝く 未来創生のまち。

＝人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育＝



愛 荘 町

## 愛荘町いじめ防止基本方針策定の目的

次のような考えで基本方針を策定します。

いじめは、子どもの心を深く傷つける重大な人権侵害であり、絶対に許してはいけない行為です。このため、社会全体でいじめを許さない、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努める必要があります。

いじめ問題への対策を、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめのない社会の実現を目指すために「愛荘町いじめ防止基本方針」を策定します。

## いじめ防止のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止

「いじめを絶対に許さない」ことを表明し、あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、心豊かに生活できる学校・園づくりを行います。

学校・園は、子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども自らがいじめ防止の取組を実践できるよう指導、支援します。

保護者は、子どものいじめを防止するために、地域で子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。

### (2) いじめの早期発見

学校・園は、子どもの様子をしっかりと見守り、些細な兆候であっても速やかに的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的に認知します。

子どもたちとの信頼関係の構築等に努め、定期的な調査や教育相談の機会を充実させ、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

保護者・地域は、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校・園や関係機関・団体等に相談又は通報します。

### (3) いじめへの対応

学校・園及び町教育委員会は、いじめが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、適切かつ迅速に対処します。いじめを受けた子どもの立場に配慮しつつ、関係する子どもから事情を確認するとともに、専門家と連携し、適切な支援に努めます。

平素から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校・園及び町教育委員会は、関係機関・団体等との情報共有体制を構築します。

## いじめ防止等のための町の組織

### 愛荘町いじめ対策本部会議

いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図る。

いじめの未然防止、解消・解決のための対策を構築し、指導的役割を果たす。

町長、副町長、教育委員長、教育長、人権擁護委員代表、人権教育推進協議会会長  
青年育成町民会議会長、主任児童委員代表、校園長会代表、PTA 連絡協議会代表  
東近江警察署、社会教育委員代表、町関係部局、教育委員会事務局等

### 愛荘町いじめ未然防止等対策協議会

いじめ防止等のための対策を実効的に行う。

いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図る。

教育委員、人権教育推進協議会会長、青少年育成町民会議会長、民生児童委員協議会会長、主任児童委員、  
各学校園（校園長、生活・生徒指導担当、養護教諭、PTA 会長）、教育委員会事務局等

### 外部検証委員会

重大事態に関する調査・再調査を行う。

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等

## いじめ防止等のために町が実施する施策

### ☆未然防止のために町が実施する施策

愛荘町の教育理念である五愛十心のもと、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図ります。

いじめ防止に資する活動であって、子どもたちが自主的に行うものに対する支援を行います。また、子どもたち及びその保護者並びに教職員、地域、関係団体等に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。

### ☆早期発見のための措置

子どもたちに対する定期的な調査を実施します。また、子どもたち及びその保護者並びに教職員、地域、関連団体等が、いじめに関する相談を行うことができる町・県等の体制について周知徹底を図ります。

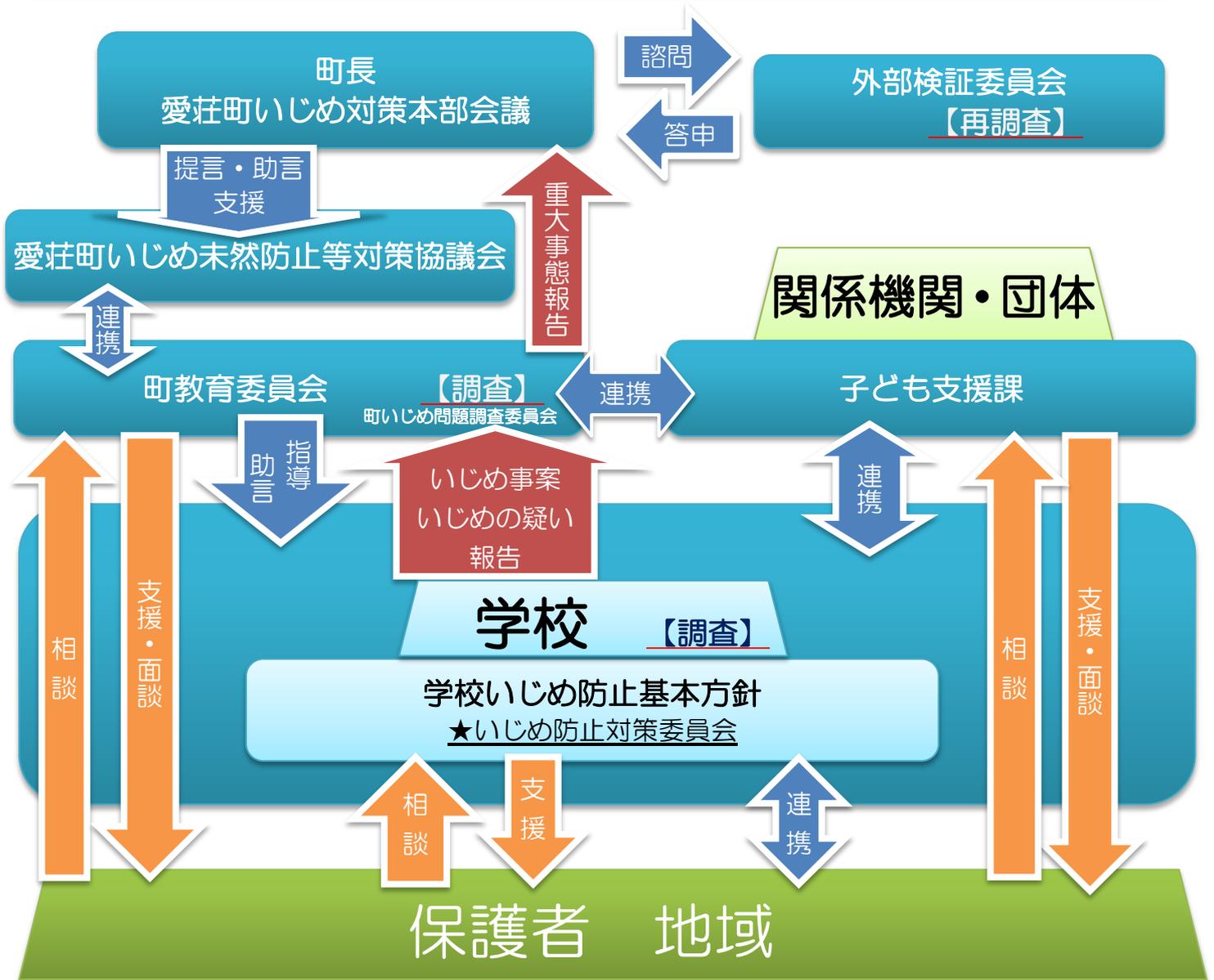
### ☆従事する人材の確保および資質の向上

保護者、教職員、地域に対し、いじめ防止等に関する研修等への積極的な参加等、資質能力の向上に向けた指導・助言を行います。心理や福祉の専門家を活用した校園内研修を推進します。

### ☆インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

子どもたち及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、啓発活動を実施します。

# 愛荘町いじめ防止等に関する対策のための組織



ひとりで悩まないで・・・  
まず、相談してみませんか

- ☆ いじめのこと、友達のことなど困っていることはありませんか。
- ☆ 直接出会って相談する事もできます。
- ☆ 保護者からのご相談もお受けします。
- ☆ 地域の皆さまからの通報もお受けします。

愛荘町教育委員会  
37-8056  
子ども支援課  
42-7693

## 滋賀県の電話相談窓口

- ☆24 時間子どもSOSダイヤル
  - ・ ころんダイヤル: 9:00~21:00
  - ・ 子どもナイトダイヤル: 21:00~9:00
 0120-0-78310

☆子ども人権110番  
0120-007-110